

スポーツ安全保険について

この度は、くだまつ絆星スポーツクラブにご入会いただき有難うございます。

サークルを行う上での事故やケガに対し、ご加入いただいておりますスポーツ保険の内容を下記に記しますので、よくご覧になられて迅速に対応していただけますよう宜しくお願い致します。

サークル時にケガをされた場合は、**速やかに詳しい状況をくだまつ絆星スポーツクラブのスタッフに連絡**願います。その際、資料にご記入頂き事務局に提出後、安全協会に連絡、保障申請となります。事故発生のご連絡が遅れたり、保険金請求書その他の必要書類のご提出がない場合には、保険金を減額してお支払いすることがあります。

保障制度は以下の通りとなります。

補償される範囲

- ・被保険者の所属する「**団体の管理下**」における団体活動中の事故
(ここでいう団体は、くだまつ絆星スポーツクラブ)
- ・所属する団体が指定する集合・解散場所と被保険者の自宅との通常の経路往復中
(自動車運転中の事故は、賠償責任保険の対象とはなりません。ただし、被保険者自身のケガは傷害保健の対象となります。)
- ・**学校管理下の活動は対象となりません。**

対象となる事故

被保険者(補償の対象となる方)が日本国内での**団体の活動中**および**往復中**に、**急激で偶然な外来**の事故により被った傷害(熱中症および細菌性・ウイルス性食中毒を含む)による死亡、後遺障害、入院、手術、通院を補償します。

支払われる保険金

傷害保険の保険金額は加入区分によって異なります。

1. 支払われる保険金種別は次の通りです。

保険金種別	対象となる治療期間・限度日数
死亡保険金	事故の日からその日を含めて180日以内の死亡
後遺障害保険金	事故の日からその日を含めて180日以内の後遺障害
入院保険金	事故の日からその日を含めて180日以内の入院
手術保険金	事故の日からその日を含めて180日以内の所定の手術(入院保険金が支払われる場合に限る。)
通院保険金	支払日数は90日を限度とし、事故の日からその日を含めて180日以内の通院

2. 入院・通院とも医療費の実費ではなく**一日当たりの定額保険金が支払われます。**

保険金が支払われない主な場合

1. 次のような事由により生じた障害
 - ・被保険者や保険金受取人の故意または重大な過失
 - ・被保険者の自殺行為、犯罪行為、無資格運転、酒酔い運転
 - ・被保険者の脳疾患、疾病(心臓疾患を含む)、心神喪失
 - ・被保険者の妊娠、出産、流産、外科的手術その他の医療処置(保険金の支払い対象となる傷害を治療する場合を除く)
 - ・地震、噴火、津波、戦争その他の変乱、放射能汚染など。
2. むち打ち症、腰痛などで、医学的他覚所見のないもの。
3. 次のものは傷害には含まれず、保険金が支払われません。
 - ・急性心不全、脳内出血などの突然死(突然死葬祭費用保険の対象となります)
 - ・野球肩、野球肘、テニス肘、疲労骨折、関節ねずみ、タナ障害、オスグット病、椎間板ヘルニア、靴ずれ、その他**急激・偶然・外来の要件を満たさない**スポーツ特有の障害
 - ・成長痛、加齢に伴うもの(変形性膝関節症、変形性腰椎症など)など。

(スポーツ安全保険規約より一部抜粋)

その他ご不明な点がございましたら、絆星スタッフまでお尋ねください。